

別紙 1

農地所有適格法人としての事業等の状況（農地法第 2 条第 3 項関係）

1-(1) 事業の種類

区 分	農 業		左の農業に該当し ない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現 在 (実績又は見込み)	牧草	酪農	
権利取得後（予定）	同上	同上	

1-(2) 売上高

年 度	農 業	左の農業に該当 しない事業
3年前の年度（実績）	26,000	—
2年前の年度（実績）	27,000	—
1年前の年度（実績）	28,000	—
申請日の属する年度 (実績又は見込み)	29,000	—
翌年度（見込み）	30,000	—
翌々年度（見込み）	31,000	—

注 1 「1-(1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50 パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。

なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50 パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載すること。

注 2 「1-(1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等の嘘運滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

注3 「1-(2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載すること。

「3年前の年度(実績)」から「1年前の年度(実績)」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請3事業年度分をそれぞれ記載し(実績の無い場合には空欄)、「申請日の属する年度(実績又は見込み)」から「翌々年度(見込み)」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は名称	議決数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
○○ ○○	40	使用貸借	○○○○○	350日	350日	
△△ △△	30			350日	350日	
×× ××	20			350日	350日	

議決権の数の合計	90
農業関係者の議決権の割合	90%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 365日

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社・承認組合(以下「承認会社等」という。)が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄には承認会社等の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社等が構成員となっている法人にあつては、承認会社等ごとに区分して株主状況を記載すること。

注2 次の書類を添付すること。

- (1) 組合員名簿又は株主名簿の写し
- (2) 農地所有適格法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社等が構成員である場合には、当該等会社等であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容（法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容）
株式会社〇〇	10	販売先

議決権の数の合計

10
10%

農業関係者の議決権の割合

※関連事業者が構成員になっている場合記入する

- 注1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付すること。
 なお、農地所有適格法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって、同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であるものを証する書面」及び「その項瀬員の株主名簿の写し」を添付すること。
 また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付すること。
- 注2 (2)の場合にあつては、その法人とその構成員との間に締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付すること。
- 注3 「取引関係等の内容」欄には、例えば「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載すること。
- 注4 「農商工連携法等の法律に基づく認定」とは、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律のいずれかに基づく認定をいう。
- 注5 農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。

注6 関連事業者が、認定農業者である農地所有適格法人が作成した農業経営改善計画に従って当該農地所有適格法人に対して出資している場合には、当該農地所有適格法人の農業経営改善計画の写しを添付すること。

3 理事、取締役及び業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
〇〇 〇〇	〇〇郡〇〇町〇線〇番地	代表取締役	350日	350日	350日	350日
△△ △△	〇〇郡〇〇町△線△番地	取締役	350日	350日	350日	350日
×× ××	〇〇郡〇〇町×線×番地	取締役	350日	350日	350日	350日

(留意事項)

農地所有適格法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。